

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和7年7月30日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2500007号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第2500009号

第1 結論

請求者のA事業所における平成26年7月7日の標準賞与額を7万4,000円に訂正することが必要である。

平成26年7月7日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成26年7月7日

A事業所に勤務していた期間のうち、産前産後休業期間中である請求期間において賞与を支払われていたが、厚生年金保険の記録では、当該期間に係る標準賞与額の記録がない。

請求期間において賞与を支払われていたことが分かる預金通帳(写)を提出するので、調査の上、当該期間に係る標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳(写)、事業主から提出された請求者に係る平成26年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿(写)及び事業主の回答により、請求者は請求期間において、A事業所から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、事業主から提出された請求者に係る厚生年金保険産前産後休業取得者申出書(写)及びオンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の2の規定に基づく請求者の産前産後休業期間中(平成26年*月*日から同年*月*日まで)に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、当該規定には、産前産後休業をしている被保険者が使用される事業所の事業主が厚生労働大臣に申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であって、その産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められていることから、請求期間に支払われた賞与については、保険給付の計算の基礎となるものとして記録されるべきである。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記源泉徴収簿(写)により確認できる賞与額から、7万4,000円とすることが必要である。